

外国人材向けオンライン日本語学習支援業務 企画提案募集要領

1 業務目的

本県の外国人労働者数は過去最高を更新し、今後も増加が見込まれる一方で、令和9年度からは新たな「育成就労制度」が導入され、転籍制限が緩和されることにより、外国人材がより労働条件のよい県外に流出することが懸念される。

外国人材が安定した生活を送りながら、職場で活躍し、長く働き続けるには一定程度の日本語能力が必要であり、雇用している企業による支援が不可欠であるが、個別に日本語学習支援体制を整えることが難しい企業に対し、利便性の高いオンライン形式による日本語学習環境を提供することで、外国人材の日本語能力向上を支援するとともに、外国人材の県内中小企業者等への定着を促進する。

2 募集内容

(1) 委託業務名

外国人材向けオンライン日本語学習支援業務

(2) 業務内容

外国人材向けオンライン日本語学習支援業務仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 委託料上限額

5,150千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※内訳 固定費 4,050千円

オンライン日本語学習利用料相当額 1,100千円（利用実績による変動を想定）

3 募集期間

募集期間は、令和8年4月15日（水）から令和8年5月11日（月）までとし、提出書類の締切は以下のとおりとする。

企画提案参加申込書：令和8年4月15日（水）から4月23日（木）（午後5時必着）まで

企画提案書： 令和8年5月11日（月）（午後5時必着）まで

※上記期間までに郵送（郵便書留に限る）により提出すること。

※令和8年4月23日（木）午後5時（必着）までに企画提案参加申込書を提出された事業者の方に対して、令和8年4月24日（金）までに企画提案の参加資格審査の結果を通知します。（参加資格を有しないと判断された場合は、本企画提案には参加いただけませんので、ご承知おきください。）

○提出先及び問合せ先

島根県中小企業団体中央会 雇用対策課

〒690-0886 島根県松江市母衣町55-4

T E L : 0852-21-4809 FAX : 0852-26-5686

E-mail: gaikoku-jinzai@crosstalk.or.jp

4 審査方法等

(1) 審査方法

島根県外国人材向けオンライン日本語学習支援業務委託事業者選定委員会（以下、「審査会」という。）において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を提案選定要領に基づき、各評価基準表を基に審査を行う。

審査委員の合議により本委託業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本委託業務の委託先候補者として選定する。

企画提案参加者から事前に企画提案参加申込書を徴して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及びプレゼンテーションへの出席を要請する。

(2) 審査会の開催

令和8年5月15日(金)午後を予定し、原則対面形式とし、必要に応じてオンライン形式で実施する。

プレゼンテーションは、提出済みの企画提案書のみで行うこととし、説明時間は25分、審査委員からの質疑15分程度とする。

※審査会の対象者に対して、詳細日程及び場所を別途通知する。

※審査会への出席者は4名以内とする。

(3) 結果の通知

選定の結果については、提案書を提出した者に対して文書で通知する。

5 質問方法

(1) 質問受付期間

質疑がある場合は、必ず質問票（様式5）にて、令和8年4月28日(火)12時までにメールにより提出すること。

(2) 質問回答予定

質問に対する回答は、令和8年5月1日(金)までに企画提案の参加資格があると通知した者全員に対して、企画提案参加申込書（様式1）に記載された連絡担当者へメールにより送信する。

6 応募者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限において、その措置の期間が満了していない者でないこと。
- (4) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないものであること。
- (6) 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては県税の、島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては主たる事務所の所在地の都道府県における都道府県税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (8) 本業務の遂行に必要とされる能力、あるいは類似業務における経験・実績を有していること。

7 提出書類

次の書類を3に記載の提出枚数までに提出すること。なお、必要がある場合は、追加資料の提出を求めることがある。

(1) 企画提案参加申込書

- | | |
|----------------------|------------|
| ア 企画提案参加申込書（様式1） | 1部 |
| イ 法人概要書（様式2） | 1部 |
| ウ 都道府県税に係る納税証明書 | 1部（原本又は写し） |
| エ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 | 1部（原本又は写し） |
| オ 誓約書（様式3） | 1部 |

(2) 企画提案

- | | |
|--------------|-----------|
| ア 企画提案書（様式4） | 8部（10頁以内） |
| イ 見積書 | 1部 |

※積算は、受講者100人を想定し、1人あたりの単価を明確にすること。

なお、受講者数は、申込状況によって変動することがある。

8 契約等

(1) 契約相手方

4により選定した委託先候補者と契約を行う。

(2) 当初契約金額

委託先候補者から見積書を徴取し、委託料上限額の範囲内において決定する。

(3) 変更契約

オンライン日本語学習の利用実績に応じて委託料上限額の範囲内において変更契約を行う。

(4) その他の契約条項及び事業の実施方法

契約予定者と協議の上定める。